### 計画の基本理念等(案)

## I 基本理念

次代を担う子どもたちが、地域において、人と人とのふれあいや支え合い、助け合いのなかで、個性豊かにのびのびと健やかにはぐくまれ、子どもたちの生き生きとした笑顔や歓声に包まれた地域社会の構築をめざすため、「函館市こども計画」の基本理念を次のように定めます。

#### 「すべての子どもたちが輝き ひかりにあふれるまち はこだて」

子どもたちはもちろん,子育て家庭を地域において温かく見守り,支えていくなかで,子 どもたちが健やかに成長し,生き生きと「ひかり」輝くことは,市民の願いです。

子どもたちの輝きは、家庭や地域の輝きへとつながり、やがては、市民一人ひとりが喜びに満ちあふれ、生き生きと「ひかり」輝いていく、そんな「ひかり」にあふれるまち「はこだて」をめざします。

基本理念に基づく施策を着実に進め、すべての子ども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現につなげていきます。

### Ⅱ 基本的な視点(8つの視点)

この計画における各施策の方向と事業の実施については、次の8つの基本的な視点のも とに取り組みます。

#### 1 子ども・若者の視点

「函館市子ども条例」の理念に基づき、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮するとともに、子ども・若者が、自らに関わる施策について意見を表明し、社会参画する機会を設けることにより、子ども・若者の視点に立った取組みを進めていきます。

#### 2 次代の親の育成という視点

子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活をおくるようになり、やがて次代の親となるという認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立し家庭を持つことができるよう、中・長期的な視点に立った取組みを進めていきます。

#### 3 すべての子ども・若者と子育て家庭への支援の視点

障がい、疾病、虐待、貧困など支援の必要な子ども・若者や子育て家庭を含め、すべての子ども・若者と子育て家庭への支援という視点に立った取組みを進めていきます。

#### 4 地域社会全体で支援する視点

子育ての基本は家庭にありますが、子どもは、地域社会の一員でもあることから、子どもを 心身ともに健やかにはぐくむためには、家庭はもとより、地域、学校、企業、行政をはじめ地 域社会全体が、地域の様々な社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら、連携を図るこ とが必要であり、子育てを地域社会全体で支援する視点に立った取組みを進めていきます。

#### 5 サービス利用者の視点

多様化する子育て支援サービスのニーズに対応するため、子育て支援サービスの質を評価し、向上させていくという視点から、人材の資質の向上を図り、情報公開やサービス評価などの取組みを進めるほか、適切な情報提供を推進するなど、質の高い、多様な子育て支援サービスを提供するために、サービス利用者の視点に立った取組みを進めていきます。

#### 6 仕事と生活の調和の実現の視点

希望するキャリアを諦めることなく,「ワーク・ライフ・バランス」を実現するためには、 男女が協力して子育てを行うことが必要であり、また、働き方の見直しには、企業等の理解 と協力が不可欠であることから、仕事と生活の調和の実現の視点に立った取組みを進めて いきます。

#### 7 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

少子化の進行は、若年層の転出や未婚化・晩婚化、子育てに対する精神的、経済的負担感や孤立感が大きいことなど、様々な要因が複雑に絡み合っており、家庭を築き、安心して子どもを生み育てたいという希望をかなえることができるよう、子育て環境を整備し、様々な取組みを長期的かつきめ細やかに行っていく必要があります。

多様な働き方や生き方に合わせて、子育て等に係る必要な支援を受けることができると ともに、すべての子どもが健やかに成長することができるよう、結婚・妊娠・出産・育児の 切れ目のない支援の視点に立った取組みを進めていきます。

#### 8 地域特性の視点

本市では、人口構造や産業構造、社会資源の状況等に地域での差異があることから、地域の実情に応じて、その特性を生かした事業展開を図るなど、地域特性の視点に立った取組みを進めていきます。

## Ⅲ 施策の方向(11項目)

この計画の基本理念の実現に向けて、次の11の施策の方向を掲げ、総合的な施策の展開を 図ります。

#### 1 地域における子育て支援

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。保育サービスについては、子どもの最善の利益を考えるとともに、利用者の生活実態や意向を十分に踏まえ、サービスの提供体制を整備します。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。

さらに、地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての友だち関係の形成のほか、児童の自主性や社会性の発達などに大きな影響があると考えられることから、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。

これらの取組みについて、より効果的な展開を図るため、必要に応じて、地域住民の協力 を得ながら推進します。

#### 2 母子の健康確保と増進

母子保健は、人が生涯を通じて健康な生活を送るための第一歩であり、次代を担う子ども たちが健やかに生まれ、育つことができる基礎でもあることから、安心して妊娠・出産・子 育てができる環境の整備を推進します。

また, 食を通じた豊かな人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成のほか, 学 童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実や小児医療の充実に取り組みます。

- ※ 施策の方向3~11は今後提示する予定
- 3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備
- 4 子育てを支援する生活環境の整備
- 5 仕事と生活の調和の実現
- 6 児童虐待防止対策
- 7 ヤングケアラー支援
- 8 障がいのある子どもの支援
- 9 ひとり親家庭の自立支援
- 10 子どもの貧困対策
- 11 若者の自立支援

# ™施策の体系

